

未

曾有の原発災害の根本的な解決がなされないままに人々と東京オリンピックの開催を決めたこと自体に本質的な違和感を覚えるが、事はそれとどまらない。五輪開催に向けたテロ対策を理由にし

て、市民監視と情報統制を強める動きが急速に進められようとしているからだ。これも、安倍政権のもとでの特定秘密保護法制定後の市民社会コントロールのもう一つの側面といえよう。

一つは、共謀罪創設に向けた動きで

ある。これは、犯罪の実行行為がなくとも実行しようと共謀（合意）するだけで処罰できる「共謀罪」を組織犯罪処罰法改正案に盛り込む提案で、秘密保護法成立後の昨年末、政府は東京五輪開催に向けたテロ対策強化の必要を理由に、検討に入ったことが報じられた。結局、秘密保護法への国民からの批判も考慮して、1月からの通常国会への改正案提出は見送られたものの、2003年から繰り返し関連法案が国会に提出されてきた経緯も考えると、五輪という“好機”を得て近く国会に提出されることには必至である。

共謀罪は謀議、合意だけで犯罪として処罰されてしまうので、人々の表現活動やコミュニケーションの自由を乱暴に侵害し、ひいては思想・信条の自由まで脅かしかねない危険な立法である。注意しなければならないのは秘密保護法のもと、「特定秘密」の漏洩と取得を「共謀」した場合も、教唆、煽動とともに、すでに犯罪として处罚されていることだ。また、共謀の摘発のために、捜査手法としての盗聴が不可欠となるので、法制審議会で進められている盗聴対象の拡大などの盗聴法改正はこれと密接につながっている。

もう一つは、テロリストの資産凍結のための新法策定の動きである。政府は、東京五輪開催に向けテロ対策を充実させる必要があるとの判断から、過激な活動家らをテロリストに指定し、資産を凍結する新法を策定する方向で検討に入ったことを、最近共同通信社が配信し、4月6日付『琉球新報』などが伝えた。現行の規制枠組みでは、

五輪は“好機”か。 テロ対策を名目に 行なわれる市民監視

メディア
ウォッチング



田島泰彦

週刊金曜日 2014.4.11 (987号)

国連安全保障理事会決議に基づきテロリスト等に指定された外国居住の団体・個人への送金が外国為替及び外国貿易法により規制されているものの、国内にいる過激な活動家らへの送金等の資産凍結のための法的措置がないため、新法では国内のテロリストを指定してリストを作成し、送金や預金契約などを許可制とし、資産凍結を図ることなどが目指されている。

もつとも問題なのは、政府に異を唱える批判者や反対派がテロリストの烙印を押されて自由や人権が不当に侵害される恐れがあることだ。この点は、デモもテロ扱いしかねない秘密保護法のテロ定義規定とも深くかかわっていいる。また資産凍結措置だけでなく、政府がテロリストと認定すれば、盗聴等の人権侵害的な捜査手法はますます合法性を強め、拡張される危険がある。

今必要なことは市民監視と情報統制ではなく、市民の自由と人権の確立だ。

たじま やすひこ・上智大学教授。